

# 電力供給仕様書

## 1 概 要

- (1) 件 名 光市民ホール外1施設で使用する電力の供給  
(1年間予定使用電力量 261,789kwh)
- (2) 需 要 場 所 別紙1「供給場所等一覧表」のとおり
- (3) 業 種 (用途) 文化施設

## 2 仕 様

- (1) 供給電気方式等 別紙1「供給場所等一覧表」のとおり
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量
  - ア 予定契約電力 別紙2「月別予定使用電力量・契約電力」のとおり  
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
  - イ 予定使用電力量 別紙2「月別予定使用電力量・契約電力」のとおり  
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。なお、見積金額の算定に当たっては、別紙2に記載の「契約電力」及び「予定使用電力量」により3年間の金額を算定すること。
  - ウ 最大需要電力実績 別紙3-1、別紙3-2「使用電力量及び最大需要電力の実績値」のとおり
  - エ 使用電力量実績 別紙3-1、別紙3-2「使用電力量及び最大需要電力の実績値」のとおり
- (3) 供給期間  
令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで
- (4) 電力量の検針
  - ア 自動検針装置 有り
  - イ 電力会社の検針方法 自動検針
- (5) 供給地点  
対象建物の光市所有の開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点  
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。
- (7) 保安上の責任分界点  
供給地点に同じ。

### 3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、光市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 見積金額の算定に当たっては、力率 100%とし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とすることを留意すること。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力の単位は 1 kw とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は 1 kwh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その小数点以下を切り捨てる。
  - エ 力率の単位は 1 %とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - オ 電気料金は、小数点以下を切り捨て、別紙 1 で示した施設名で請求書を作成し、提出するものとする。請求書の提出方法は紙媒体とする。  
なお、入札においては、計算内訳書により算出するものとする。
- (4) 使用電力量の検針後、各施設の検針結果（種別、使用電力量、単位、料金等）を速やかに通知するものとする。
- (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般電気事業者と調整すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。